

福岡県サテライトオフィス等進出支援金のご案内

県内対象施設への入居契約締結で100万円が支給されます！

1. 福岡県サテライトオフィス等進出支援金とは？

サテライトオフィス等を活用した本県への移住促進を図るため、地方創生テレワーク交付金を活用して整備した施設（「2. 対象となる施設」を参考）に、施設が所在する市町村の域外にある企業が入居する場合に、1社あたり100万円の進出支援金を支給するものです。この進出支援金に使用用途の制限はありません。

2. 対象となる施設

- ①さとのひワンダーベース（宗像市日の里5丁目3-98）（令和3年12月オープン予定）
- ②子育て応援！託児付きコアワーキングスペース&シェアオフィス Creative Room（福岡市中央区大名1丁目3-32）（令和4年2月頃オープン予定）

3. 補助対象事業者

- ①対象となる施設の所在する市外の企業又は団体であること
- ②令和4年3月31日までに対象となる施設を利用する契約を結んでいること
- ③進出支援金の申請日から5年以上継続して同施設を利用する意思を有していること
- ④官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っている事業者でないこと
- ⑥暴力団員が事業主又は役員となっている事業者でないこと
- ⑦暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと

4. 金額

100万円（1企業・団体につき1回限り）

※予算上限に達した場合は、支給することができません。あらかじめご了承ください。

※使用用途に制限はありません。

5. 提出書類・提出先等

【提出書類】

- ・福岡県サテライトオフィス等進出支援金申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・サテライトオフィス等の利用契約が確認できる書類の写し
- ・登記簿本（履歴事項全部証明書）の写し

【提出先】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

広域地域振興課 移住・定住推進班 サテライトオフィス等進出支援金担当

【締め切り】

令和4年3月31日（必着）

6. 補助金の交付取り消し及び返還

以下に該当した場合は補助金の決定を取り消し、既に補助金の交付を受けている場合は、その一部又は全額を返還する必要があります。

取消要件	返還額
申請日から3年未満で利用契約を結んだ施設の利用を終了したとき*	全額
申請日から3年以上5年以内で利用契約を結んだ施設の利用を終了したとき*	半額
進出支援金の申請書類等に虚偽その他不正があったとき	全額

※申請者の倒産、災害等のやむを得ない事情として知事が認められるときは除く。

7. その他留意事項

サテライトオフィス等の利用状況確認のため、実地調査等を行うことがあります。

8. 問合せ

広域地域振興課 移住・定住推進班

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL : 092-643-3179 FAX : 092-643-3164

Mail : ijuu-teijuu@pref.fukuoka.lg.jp